

平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

本募集要領は、亀山市が、平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザルにより選定するにあたり、必要とする事項について定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務名

平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日（金）まで

2. 参加資格要件等

本業務の受託候補者選定のためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という）に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 本業務を履行するノウハウを有し、かつ、本業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 亀山市と円滑な連絡調整が出来る地域に事業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱（平成17年亀山市告示第6号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 過去に、自社、関連企業等において、結婚の支援に係るイベント等の開催実績を有していること。
- (6) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 事業の代表者、役員（執行委員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 企画提案書等の提出期限までに亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）第2条第5項に規定する入札参加資格者名簿に登録され、その後、継続して登録されている者であること。

3. 企画提案書等の作成様式、提出部数及び記載上の留意事項

(1) 平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）：1部

(2) 企画提案書（任意様式）：書類6部

①企画提案書 A4版

別紙仕様書に基づき、各イベントの内容が明確にわかるよう、具体的に提案すること。

また、本要領8.(3)の審査項目及び評価基準に対応した内容がわかるものとする。

②関係書類

次の項目に関する書類を提出する。

ア 会社等の事業概要がわかる会社案内等の資料

イ 業務執行体制

スタッフの総数、内訳（業務別に人数等）と今回の業務を担当するスタッフの氏名及び業務実績（経験年数等）、事務局との打合せ体制、連絡体制等、業務をスムーズに行うための推進体制

ウ 事業実施当日の業務執行体制

準備、後片付けなど、適切な運営が確保できるタイムスケジュール

エ 本募集要領の2.(5)の内容がわかる資料

(3) 見積書（任意様式）：1部

予算額：250万円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

①開催ごとの金額が把握できるように記載すること。

②見積書の宛名は、亀山市長とすること。

③事業全体の収入と支出を示し、参加者の増減が委託金額に影響しないことがわかる内容とする。

(4) 留意事項

企画提案書等の名義は、入札参加資格者名簿に登録されたものとする。

4. 担当部署

亀山市企画総務部企画政策室

〒519-0195

三重県亀山市本丸町577番地

電話：0595-84-5123

ファクシミリ：0595-82-9685

電子メールアドレス：kikaku@city.kameyama.mie.jp

5. 公募型プロポーザル募集要領及び仕様書の交付

(1) 交付期間

平成29年5月8日（月）から同年6月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

4の担当部署とする。

(3) 交付方法

直接交付又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。

(4) 交付書類

①平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル参加意思表明書

②平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託公募型プロポーザル募集要領

③平成29年度亀山市婚活支援事業業務委託仕様書

6. 企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

①持参又は郵送（送達を確認すること。）とする。

②持参の場合は、参加者はあらかじめ4の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

(2) 提出先

4の担当部署とする。

(3) 提出期限 平成29年6月2日（金）午後5時15分

7. 企画提案書等についての質問の受付及び回答

(1) 提出方法

①持参、郵送、電子メール又はファクシミリ（送達を確認すること。）とする。

②持参の場合は、参加者はあらかじめ4の担当部署に連絡するものとし、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とする。

(2) 様式

様式は自由とする。質問内容を簡潔に記載すること。

(3) 提出先

4の担当部署とする。

(4) 提出期限

平成29年5月26日（金）午後5時15分

(5) 回答

受付後速やかに、電子メールにて参加者全員に回答する。

8. 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 選定委員会委員が、企画提案書等の内容、見積書の金額及びプレゼンテーション内容を評価する。

(2) 評価は、評価基準に基づき、実績や業務執行体制、提案内容（亀山市の地域資源の活用、参加者への訴求力、集客力等）、プレゼンテーション及び見積価格の合計点とする。

- (3) 受託候補者の選定にあたっては、次の事項を基準とし、これにより審査する。なお、同点の者が複数ある場合は、選定委員会において、委員の多数決の方法により受託候補者を選定する。

審査項目	評価基準	配点
1. 基本的な考え方	・企画内容が、業務目的に合致しているか。	10
2. 実施体制	・過去の実績や個人情報管理の徹底を含めた信頼性のある取組体制から、事業遂行能力が十分であると認められるか。	10
3. 参加者募集	参加者を集めやすい募集方法、情報発信、時間、料金設定などを考えているか。	10
4. 実施内容	・亀山市の資源を活用した内容となっているか。	15
	・各イベント等の内容が明確に示されているか。	10
	・参加男女が交流する機会が多くなるプログラムが設定され、カップル成立に繋がるより高い事業効果が見込まれる内容となっているか。	10
	・工夫やアイデアが豊富で、参加者に訴求力がある内容となっているか。	10
	・天候の変化等への対応を考慮した内容となっているか。	5
	・実現性の高い内容となっているか。	5
	・準備、後片付けを含め、適切な運営が確保できるタイムスケジュールとなっているか。	5
5. 全体スケジュール	・計画的な全体スケジュールとなっているか。	5
6. 経費見積	・見積額は、企画内容等に比して適切なものか。	5
合計		100

9. プレゼンテーション

(1) 日時

平成29年6月16日（金）（詳細は後日連絡する。）

(2) 場所

亀山市役所

(3) 内容

提案説明（1業者）20分程度、質疑10分程度、合計30分程度とする。

※プレゼンテーションでパソコンを使用する場合は、提案者が準備すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは亀山市で用意する。

10. 選定結果の通知

ア 選定結果は、決定後速やかにプロポーザル参加者全員に通知する。

イ 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）の通知を行う。

ウ イの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に書面により、亀山市長に対して非選定理由についての説明を求められることができる。

エ 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により通知するものとする。

1 1. 選定までのスケジュール

平成29年 5月 8日 (月)	参加募集開始
平成29年 5月 8日 (月) から 平成29年 5月26日 (金) 午後5時15分まで	企画提案書についての質問受付
平成29年 5月 8日 (月) から 平成29年 6月 2日 (金) 午後5時15分まで	参加意思表明書・企画提案書等の提出
平成29年 6月16日 (金)	プレゼンテーション
平成29年 6月30日 (金)	結果通知
平成29年 7月 3日 (月)	契約の締結

1 2. 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

1 3. その他

- (1) 本プロポーザルの応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの企画提案に係る報酬は、支給しない。
- (3) 提出書類は、一切返却しない。
- (4) 特定した企画提案書は、公表することがある。
- (5) 提出された企画提案書は、当該業務受託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 本プロポーザルの審査結果に基づき、亀山市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。
ただし、選定した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することとなった場合は、契約を締結しない。この場合、再度受託候補者を選定する。
- (7) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、亀山市物品調達等に関する要綱（平成20年亀山市告示第157号）第11条の規定によりその例によることとされている亀山市建設工事等に係る指名停止措置要綱の規定による指名停止又は契約等の相手方となるものから、当分の間排除する措置を行うことがある。
- (8) 業務を遂行するに当たり知り得た情報について、亀山市の許可なくして外部に漏らしてはならない。
- (9) 企画提案等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (10) 参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。